有害鳥獣防除施工標準仕様書

令和8年11月版

一般社団法人　日本有害鳥獣駆除・防除管理協会

防除施工基本大綱

建築物及び人の生活環境に被害を及ぼす有害鳥獣に対し、適切な防除施工（調査、追い出し、捕獲、封鎖、衛生処理等）を施して、建築物の資産価値の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とし、一般社団法人日本有害鳥獣駆除・防除管理協会（以下「協会」という。）は、防除施工基本大綱を次のとおり定める。

1. **（適用基準）**防除施工は、協会が定める「有害鳥獣防除施工標準仕様書」に基づき、IPM（総合的有害生物管理）の考え方に則って、調査・同定、駆除及び追い出し、侵入防止（封鎖）、衛生対策、維持管理の順に、計画的かつ適正に実施するものとする。
2. **（目的と理念）**本施工は、単に有害鳥獣を捕獲・処分することだけを目的とせず、建築物への侵入防止措置（封鎖）を行うことで被害の再発を防ぎ、人と野生鳥獣との適切な距離を保つことを基本理念とする。併せて、糞尿等による汚染を除去し、公衆衛生上のリスク（人獣共通感染症等）を低減することに努める。
3. **（地域特性と調査）**有害鳥獣の生態や被害状況は地域や環境によって異なるため、「生息痕跡（フィールドサイン）」及び「建築構造」に基づき、十分な事前調査を行う。これにより対象獣を正確に特定し、建物の構造特性（通気性、経年劣化等）を考慮した最適な施工計画を立案する。
4. **（施工対象）**有害鳥獣の被害は、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の構造種別を問わず、屋根裏、床下、壁内、通気層等のあらゆる隙間で発生する。したがって、建築物の用途や構造にかかわらず、有害鳥獣が侵入・営巣可能な空間を有する全ての建築物を防除施工の対象とする。
5. **（対象鳥獣）**本大綱及び本仕様書で対象とする有害鳥獣は、主に家屋に侵入し被害をもたらすイエネズミ類（ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ）、中型獣類（イタチ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ等）及びコウモリ類（アブラコウモリ等）とする。鳥類（ハト等）については別に定める。これ以外の野生動物については、関係法令に基づき個別に適切な対応を検討するものとする。
6. **（施工責任者）**防除施工は、協会認定の「害獣防除施工管理士」の資格を有する者（又はそれと同等以上の専門知識と技術を有すると協会が認めた者）が監修し、その責任において行う。
7. **（法令遵守）**防除施工の実施に当たっては、鳥獣保護管理法、外来生物法、動物愛護管理法、医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法、農薬取締法、労働安全衛生法、建築基準法その他の関係法令を厳守する。各法令の要旨は第4条及び第5条に定める。
8. **（認定資材・工法）**使用する封鎖資材（金網、パンチングメタル、パテ等）及び薬剤（殺菌剤、忌避剤等）は、協会の品質基準を満たすもの、又は協会が推奨・認定したものに限る。特に侵入防止措置においては、対象獣の身体能力（齧る力、すり抜け能力）に耐え得る強度と耐久性を有する資材を使用する。
9. **（施工の原則）**侵入防止措置（封鎖）を行う際は、建物内に有害鳥獣を閉じ込めることがないよう、必ず「追い出し」又は「捕獲」により建物内の有害鳥獣の不在を確認した上で実施する。また、殺鼠剤等の薬剤の使用に当たっては、二次被害（誤食等）の防止に最大限努め、適切な量を管理して使用する。

10. **（安全管理と環境保全）**施工に当たっては、居住者及び作業者の安全確保（感染症予防、転落防止等）を最優先とし、労働安全衛生法を遵守する。また、使用する薬剤や資材が周辺環境や居住者の健康に悪影響を及ぼさないよう、十分な配慮と養生を行う。
11. **（建築機能の維持）**侵入経路の遮断（封鎖）に当たっては、床下換気口や軒天換気口など、建築物の維持管理に必要な換気・通気機能を阻害しないよう、適切な通気性能を確保できる部材を使用し、建物の耐久性を損なわない施工を行う。
12. **（衛生回復措置）**有害鳥獣による汚染箇所（糞尿、営巣材、死骸等）は、物理的に除去・清掃した上で、適切な殺菌・消毒・消臭処理を行う。原則として、汚染物を残したままの封鎖や、清掃前の殺虫剤散布（病原菌飛散防止のため）は行わない。
13. **（維持管理）**防除施工を行った建築物は、有害鳥獣の再侵入や新たな経路の発生を防ぐため、定期的な点検とメンテナンスを推奨する。施工完了時には、実施内容を記録した報告書を提出し、保証期間や条件を明確にする。

第1編　共通項目

第1章　総則

第1条（目的）

本仕様書は、住宅を主とする建築物における有害鳥獣防除業務において、IPMの理念に基づき、生活環境の保全、公衆衛生の維持及び動物愛護の観点から適正な施工品質を確保することを目的とする。

第2条（適用範囲）

本仕様書は、次の有害鳥獣を対象とする。

（1）**イエネズミ類**：ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ

（2）**中型獣類**：ニホンイタチ、チョウセンイタチ（シベリアイタチ）、ハクビシン、アライグマ、アナグマ等

（3）**コウモリ類**：アブラコウモリ等

2　鳥類（ハト等）は本仕様書の対象外とし、別に定める。

第3条（用語の定義）

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）**防除施工**：本仕様書に定める調査、駆除、追い出し、封鎖、衛生改善及び維持管理からなる一連の業務

（2）**同定**：痕跡等に基づき、被害をもたらしている鳥獣の種類を特定すること

（3）**駆除**：捕獲や薬剤を用い、現在の被害を軽減する措置

（4）**追い出し**：忌避剤等を用いて、建物内に生息する有害鳥獣を屋外へ退去させる措置

（5）**封鎖**：侵入経路を資材により物理的に閉塞し、再侵入を防止する措置

（6）**内部封鎖**：追い出しに先立ち、天井裏等から居室側へ通じる隙間を塞ぐ措置

（7）**衛生改善**：有害鳥獣が残した糞尿や巣等を除去し、病原菌、悪臭、寄生虫といった衛生上のリスクを低減する措置

（8）**捕獲器**：有害鳥獣を捕獲するための器具の総称（箱わな、スナップトラップ等）。粘着シートは第14条による

（9）**IPM**：総合的有害生物管理。調査に基づき、複数の手段を組み合わせて有害生物による被害を管理する考え方

第2章　法令遵守・安全管理

第4条（法令遵守）

防除施工の実施に当たっては、次の法令を遵守する。各法令の要旨を把握し、施工内容が法的要件を充足していることを施工前に確認すること。なお、次に示す各法令の内容は要点を抜粋したものであり、条文の全文を網羅するものではない。詳細は各法令の原文を参照すること。

（1）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）

①【概要】野生鳥獣の保護・管理及び狩猟の適正化を目的とする法律。

②【適用除外】ドブネズミ、クマネズミ及びハツカネズミは、環境衛生の維持に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣として同法の適用が除外されており、捕獲に許可を要しない。

③【捕獲許可】前記以外の野生鳥獣の捕獲等（法律上は殺傷を含む。）は、同法第8条各号に該当する場合（第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等又は採取等をする場合、第11条第1項の規定により狩猟鳥獣の捕獲等をする場合、第13条第1項の規定により同項に規定する鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をする場合）を除き禁止される（第8条）。生活環境・農林水産業・生態系への被害防止を目的とする場合は、環境大臣又は都道府県知事（条例により権限が移譲されている場合は市町村長）による捕獲許可を取得すること（第9条第1項）。

④【捕獲後の報告】捕獲許可を受けた場合、許可の有効期間が満了した日から起算して30日以内に、捕獲等の結果を許可権者へ報告すること（第9条第13項）。

⑤【罰則】違法な無許可捕獲等は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金（第83条）。

（2）特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）

①【概要】特定外来生物の飼養等（飼養、栽培、保管又は運搬）、輸入、野外への放出等を原則として禁止する法律。

②【対象種（主要）】アライグマ（*Procyon lotor*）、ヌートリア（*Myocastor coypus*）、アメリカミンク等。

③【実務上の注意】特定外来生物は、許可等を受けずに生きたまま運搬することが禁止されている（第4条）。捕獲後は現場又は許可を受けた場所にて速やかに適法に処分すること。同法第18条の認定を受けた防除の実施者には一定の特例が適用される。

④【罰則】許可を受けない違法な飼養等（運搬を含む。）は、販売・頒布の目的がない場合1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金又はその併科（第33条）、販売・頒布の目的がある場合3年以下

の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金又はその併科（第32条）。法人には、それぞれ5,000万円以下又は1億円以下の罰金が科される（第36条）。

（３）動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）

①【概要】動物の虐待防止と適正管理を定めた法律。同法の対象となる「愛護動物」は第44条第4項に定められており、防除施工において捕獲する野生鳥獣は、第44条第4項に規定される動物に該当しない限り、同法の対象とはならない。

②【協会の基本姿勢】協会は、捕獲対象が仮に愛護動物に該当しない場合であっても、捕獲対象に対する倫理的な考え方として、動物愛護管理法の趣旨に準じた取扱いを行うものとする。

③【殺傷に関する配慮】捕獲個体をみだりに殺し、又は傷つけないこと。処分が必要な場合においても、不必要な苦痛を与える方法は用いない。

④【衰弱させない配慮】捕獲個体に対し、給餌・給水をせずに長時間放置する等、衰弱させる取扱いは行わない。

⑤【処分方法】処分方法については、仮に愛護動物に該当しない場合であっても、都道府県・市町村の条例・規則・ガイドライン等が存在する場合はこれに従う。当該自治体に特段の定めがない場合は、動物愛護管理法の趣旨及び環境省告示「動物の殺処分方法に関する指針」に準じ、できる限り苦痛を与えない方法（炭酸ガス麻酔等）を選択する。

⑥【捕獲器の管理】捕獲器は、仮に愛護動物に該当しない場合であっても、定期的（原則毎日）に確認し、長時間放置しないこと。

（４）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）

①【概要】ねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の目的のために使用される物（同法第2条第2項第2号）は、同法に基づき承認を受けた医薬品又は防除用医薬部外品として規制される。

②【実務上の注意】家屋内で使用する殺鼠剤・殺虫剤は、同法の承認を受けた製剤に限る。添付文書及びラベルに記載された用法・用量・使用上の注意を遵守すること。

③【農薬との区別】農薬として登録された殺鼠剤を使用する場合は、ラベルに定められた使用場所・使用量・使用方法を遵守すること。

（５）毒物及び劇物取締法

①【概要】毒性の高い化学物質の取扱いを規制する法律。急性毒性殺鼠剤のリン化亜鉛（毒物及び劇物取締法別表第二第91号）及びこれを含有する製剤（毒物及び劇物指定令第2条第1項第107号）は劇物に指定されている。ただし、含有量1%以下で黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスを用いて著しく辛く着味されている製剤は除かれる。使用する製剤の劇物該当性は、容器・被包の「医薬用外劇物」の表示で確認する。

②【実務上の注意】劇物を業務上取り扱う者は、盗難・紛失の防止措置（保管場所の施錠や使用量・廃棄の記録の保持等）、飛散・漏出等の防止措置、飲食物の容器の使用禁止、容器・被包への表示、廃棄基準の遵守、事故時の届出等の義務を負う。

③【罰則】登録を受けない販売等は、3年以下の拘禁刑若しくは200万円以下の罰金又はこれらの併科。

（６）農薬取締法

①【概要】農薬の製造・販売・使用を規制する法律。同法の「農薬」は、農作物等を害する病害虫の防除に用いられる薬剤等をいう（第2条第1項）。農作物等が存在しない家屋内でのネズミ駆除に用いる薬剤は、同法が規定する「農薬」には該当しない。

②【実務上の注意】農作物等を害する野ネズミ等の防除を目的として薬剤を使用する場合は、農薬登録を受けた製剤を使用し、ラベルに記載された使用場所・使用量・使用方法を遵守する。逸脱した使用は違反となる。

第5条（安全衛生管理）

労働安全衛生法その他関係法令に基づき、施工に伴う労働災害を防止するため、次の事項を含む安全衛生管理を徹底する。なお、次は代表的な措置の例示であり、これに限られるものではない。

（１）**感染症対策**：現場は人獣共通感染症（ズーノーシス）のリスクがあるため、防塵マスク、保護メガネ、ゴム手袋等のPPE（個人用防護具）を着用すること（労働安全衛生法第22条第1号）。

（２）**高所作業**：屋根上等の高所作業では、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けることを優先し、作業床を設けることが困難な場合は、墜落制止用器具を使用し、保護帽（ヘルメット）を着用すること（労働安全衛生規則第518条以下）。

（３）**熱中症対策**：夏季の天井裏等の高温環境では、作業時間の制限、休憩、水分・塩分の補給を計画的に行うこと。

（４）**踏み抜き防止**：天井裏では、梁・根太等の構造材の上を移動し、必要に応じて足場板を敷設すること。

（５）**感電防止**：天井裏・床下の電気配線の損傷や露出に注意し、配線付近の作業では損傷させないよう養生すること。

（６）**薬剤ばく露防止**：薬剤の取扱い時は、ラベル・安全データシート（SDS）に従った保護具を着用し、換気を確保すること。

（７）**単独作業時の連絡体制**：単独で作業する場合は、作業開始・終了時の連絡等、緊急時に連絡が取れる体制を確保すること。

第2編　調査・計画・見積り仕様

目的：客観的な事実に基づく正確な診断を行い、透明性の高い適正な計画と見積りを作成する。

第1章　ヒアリング・事前診断

第6条（ヒアリング基準）

顧客からの聴取においては、可能な限り現状を把握する。

（１）**被害内容**：音の質（ドタドタ・カサカサ）、におい、目視情報等

（２）**被害場所**：発生している具体的な部屋や位置

（３）**被害期間**：被害の開始時期及び発生頻度

（４）**建物情報**：築年数、構造、修繕履歴、雨漏りの有無

（５）**入居者情報**：家族構成（乳幼児・高齢者）、アレルギーの有無、持病、ペットの飼育状況

第2章　現地調査（インスペクション）

第7条（外部調査）

侵入経路を特定するため、次の箇所を必ず点検する。

（１）**基礎周り**：通風口の金網破損・隙間、コンクリートの亀裂、配管・配線の貫通部

（２）**壁面**：外壁のひび割れ、換気扇フード、エアコン導入部の隙間

（３）**屋根**：瓦のズレ・破損、軒天の隙間・剥がれ、破風板の腐食、雨どいの足跡

（４）**周辺状況**：動物の足掛かりとなる壁際の樹木や不用品等、今後の劣化リスクまで確認を行う

第8条（内部調査・同定）

天井裏や床下において、次の痕跡を確認し、対象獣を科学的に同定する。

（１）**糞**：形状、大きさ、量、新しさ、内容物（種子や毛、昆虫の羽根等）から獣種を特定する

（２）**足跡**：指の数（5本か4本か）、形状、爪痕から移動経路とともに特定する

（３）**痕跡**：壁や柱に残る黒い擦り跡（ラビングマーク・獣道）、食痕・かじり跡

（４）**断熱材**：営巣による断熱材の引き裂き、汚染状況、貯食の痕跡

第9条（記録）

調査結果は、写真撮影（スケール等を当てて大きさを明示）及び図面への書き込みを行い、客観的な証拠として記録する。

２　屋内の写真を報告書以外の用途（事例紹介、広報等）に使用する場合は、事前に顧客の同意を得るとともに、個人や住所が特定されないよう配慮する。写真等の記録は、利用目的等を定めた施工事業者のプライバシーポリシーに従って適切に取り扱い、契約で定めた期間、適切に保管する。

第3章　施工計画・見積り基準

第10条（計画立案）

調査結果に基づき、IPMの視点で次の項目を含む計画を策定する。

（１）**駆除・追い出し計画**：建物内に生息する個体の排除方法及び法的許可申請の手順

（２）**侵入経路封鎖計画**：調査で特定した全ての侵入経路に対する使用資材と工法の選定

（３）**清掃・消毒計画**：汚染除去の範囲、使用薬剤の種類、作業方法

第11条（見積りの透明化）

見積書は「一式」表記を避け、次のとおり作業項目ごとに内訳を明示する。

（１）**調査費**：現地調査及び報告に要する費用

（２）**出張費**：移動距離又は訪問回数ごとの単価

（３）**諸経費**：算定根拠（率又は金額）を示す

（4）**侵入経路封鎖工事費**：箇所数、施工面積（㎡）又はm単価

（5）**捕獲・追い出し費**：捕獲器設置数、回収回数、技術料等

（6）**清掃・消毒費**：作業面積（㎡）ごとの単価

（7）**死骸回収費**：回収1件ごとの単価

（8）**再訪問・点検費**：訪問1回ごとの単価

第12条（事前説明と合意の確保）

契約前に、計画内容、費用、使用薬剤の安全性、作業に伴う不利益（騒音等）、及び「再発リスク（建物の構造上、100%の保証が困難である場合等のリスク説明）」について顧客に誠実に説明し、合意を得ること。

2　訪問販売その他特定商取引法の適用を受ける取引については、法定書面の交付、クーリング・オフその他同法上の手続及び禁止事項を遵守する。

第3編　駆除仕様

目的：捕獲・忌避処理等により建物内の生息個体を安全かつ適法に低減・排除し、被害を軽減する。

第1章　捕獲

第13条（捕獲器の選定と設置）

（1）**イエネズミ類**：対象種と生息状況に応じて、カゴ式又はスナップ式等の捕獲器を選定し、ラットサイン（通路、糞、かじり跡）に沿って壁際に設置する。子供やペットが触れる場所では、カバー付きの捕獲器を使用する。

（2）**中型獣類**：法令上の特例に該当しない限り、鳥獣保護管理法の捕獲許可（第4条（1）③）を取得した上で設置する。対象獣のサイズや習性に適合した踏み板式の箱わなを使用する。設置時は金属臭を土等でカモフラージュし、対象獣の食性に合わせた餌（ハクビシンなら果実等）を使用する。

（3）**設置場所**：獣道（痕跡がある場所）や壁際に設置する。

（4）**管理**：動物愛護の観点から、毎日又は通信機器を用いて捕獲状況を確認し、放置しないこと。

（5）**二次被害防止**：設置時は汚物等も考慮し、養生を使用して捕獲後の二次被害の防止に努める。

第14条（粘着シートの設置）

（1）**対象**：使用対象はイエネズミ類のみとする。

（2）**設置**：ラットサインに合わせて壁際に沿って複数枚を隙間なく敷き詰める。屋外や、屋外に通じる開口部の付近には設置しない（鳥類等の混獲防止）。

（3）**管理**：毎日又は通信機器を用いて捕獲状況を確認し、捕獲個体は速やかに処分する。捕獲後の取扱いに関しては、二次被害（ノミ・ダニの拡散）防止も含め事前に取り決めを行う。

（4）**室内使用**：室内で使用する際は、粘着剤による汚損等の使用上の注意を必ず顧客に伝え、子供やペットが触れない場所に設置する。

第2章　薬剤駆除

第15条（殺鼠剤の運用基準）

家屋内で使用する殺鼠剤は、医薬品医療機器等法に基づき承認を受けた医薬品又は防除用医薬部外品に限り、成分の種類に応じて次の使用基準を適用する。

（１）**急性毒タイプ（即効性）**

①**主な有効成分**：リン化亜鉛等。劇物に該当する製剤（第4条（５）①）は、毒物及び劇物取締法の規制に従い適切に管理すること。

②**特性**：1回の摂取で効果が出るが、毒性が強く、他個体に警戒されやすい（喫食忌避）。

③**使用基準**：原則として屋外や床下土壌面で使用する。壁内や天井裏で使用すると、死骸の回収が困難となり、腐敗臭やハエ発生のリスクがあるため使用禁止とする。

（２）**累積毒タイプ（遅効性・抗凝血性）**

①**主な有効成分（第一世代）**：ワルファリン等。比較的二次毒性が低く、標準的な屋内施工に適する。

②**第二世代抗凝血剤**：効果は高いが二次毒性（猛禽類・肉食獣への蓄積）リスクがあるため、国内で承認された製剤に限り、必ずベイトボックス格納を条件とし、使用量・設置場所・回収を厳格に管理すること。

③**特性**：数日かけて効果が出るため警戒されにくく、群れ全体の駆除に適している。

④**使用基準**：屋内（天井裏等）での使用における標準薬剤とする。第二世代は前記の制限付きで使用すること。

（３）**誤食防止**：子供やペット、非標的生物が触れる場所では、必ず鍵付きのベイトボックス（毒餌箱）に格納して設置すること。

（４）**死骸対策**：いずれのタイプも、建物内で個体が死亡するおそれがあるため、死骸の捜索・回収及び消臭を施工計画に含めること。

第4編　追い出し・侵入経路封鎖仕様

目的：天井裏等の閉鎖空間から有害鳥獣を退去させた後、侵入経路を閉塞し、再侵入を物理的に阻止する。

第1章　環境不適合化処理

第16条（忌避剤による追い出し処理）

（１）**手法の選定**：天井裏や床下などの閉鎖空間に対し、有効成分を閉鎖空間全体に拡散させる「気化・噴霧型忌避成分拡散処理」（以下「忌避成分拡散処理」という。）を施用し、有害鳥獣を自発的に退去させる。

（２）**事前準備と安全確保**

①忌避成分の揮発・拡散による誤作動を防ぐため、火災報知器やガス警報器はビニール袋等で適切に養生する。作業終了後は必ず養生を撤去し、撤去したことを顧客とともに確認する。

②顧客に対し、使用薬剤の成分や特徴を事前に説明し、喘息等のアレルギー疾患を持つ居住者やペット（特に魚類・昆虫）への安全性を十分に確認する。

（３）**施工手順の鉄則**

①**逃げ道の確保**：薬剤を使用する際は、対象獣が屋外へ脱出するための経路を必ず1か所以上確保した状態で行う。

②**室内侵入防止**：既に室内への出没がある現場では、パニックになった有害鳥獣が室内に逃げ込むのを防ぐため、追い出し作業に先立ち、内部封鎖を徹底する。

（４）**限界と補完**：忌避剤の効果は一時的であり、個体差や空腹度、臭いへの慣れ（順化）によって効果が低下する場合があることを認識し、効果が不十分な場合は捕獲等の別手段を検討する。

第2章　侵入経路封鎖施工

第17条（隙間の数値基準）

次の表に示す寸法以上の隙間を、全て封鎖対象とする。対象獣が複数種の場合又は特定できない場合は、該当する種のうち最も小さい寸法を適用する。

対象獣	封鎖対象とする隙間の寸法
コウモリ類	1cm以上
ハツカネズミ	1cm以上
クマネズミ	1.5cm以上
ドブネズミ	2.5cm以上
イタチ	3cm以上
ハクビシン	8cm以上
アライグマ	10cm以上（手先でこじ開ける力に注意）

第18条（侵入経路封鎖施工の禁止事項）

侵入経路の封鎖施工において、次の施工方法又は資材の使用を禁止する。

（１）**（禁止事項1）**耐腐食性・耐齧砕性のない素材（木材・未処理鉄材・紙・布等）のみを使用した封鎖施工

（２）**（禁止事項2）**建築基準法施行令第22条に定める床下換気口その他建築物の換気・通気のための開口部（軒天換気口等）を閉塞する封鎖（一部の閉塞により、法令が定める換気孔の面積を下回る場合を含む。）

（３）**（禁止事項3）**テープ類・コーキング材・発泡ウレタン・パテのみを使用した仮設的・短寿命の封鎖。ただし、金網等で補強した上で、充填・仕上げとして使用する場合はこの限りでない。

（４）**（禁止事項4）**有害鳥獣が建物内に残存していないことを確認せずに行う完全封鎖（生き埋め、閉じ込め防止）

（５）**（禁止事項5）**建築物の主要構造部・防水層・断熱層を著しく損傷させる施工方法

（６）**（禁止事項6）**施工後に点検・補修が構造上不可能となる施工方法

第5編　衛生改善仕様（衛生環境回復）

目的：被害の痕跡を可能な限り除去し、公衆衛生上のリスク（感染症・アレルギー等）を低減する。

第19条（清掃・除去）

糞尿、営巣材、死骸等を物理的に回収し、汚染された断熱材は汚染範囲を含めて広く撤去する。作業時は高性能防塵マスク等のPPEを着用する。

第20条（殺菌・消臭）

材質に合わせて薬剤等を適切に使い分け、原因物質に適合した消臭剤で獣臭を除去する。

第21条（殺虫処理）

ダニ・ノミ対策として、必ず清掃完了後に薬剤処理を実施する。清掃前の散布は、汚物中の病原菌を飛散させるリスクがあるため行わない。

第6編　完了検査・保証（品質保証・環境維持）

目的：施工品質の確認、長期的な監視、及び再発しにくい環境を維持するための指導を行う。

第22条（完了検査と報告）

施工箇所の固定強度を点検し、実施作業を可視化したBefore/After写真付きの報告書を提出する。報告書には、少なくとも次の事項を記載する。

（１）調査結果及び同定した対象獣

（２）封鎖箇所の一覧（位置、使用資材、工法）

（３）使用した薬剤の名称・使用量、並びに設置・回収した捕獲器及びベイトボックスの位置と数

（４）捕獲数及び回収した死骸の数

（５）保証の内容（第25条）

第23条（環境改善指導）

再発リスク低減のため、顧客に対し次の改善策を提案・指導する。

（１）**餌場管理**：生ゴミ、ペットフード、未収穫果実の管理徹底

（２）**隠れ家の排除**：建物周辺の不用品整理及び隠れ場所の排除

（３）**侵入経路の維持**：屋根への架橋となる庭木の剪定等の提案

第24条（継続監視・モニタリング）

対策実施後、トレイルカメラや試食調査等を用い、再侵入の有無や生息状況の変化を一定期間監視・評価する。

第25条（品質保証）

封鎖箇所からの再侵入に対し、契約に基づく保証を付与する。保証期間、保証の範囲（封鎖箇所からの再侵入に限る。）及び保証による再施工の内容は、契約書に明記する。経年劣化や天災、顧客による構造変更等による再侵入、並びに封鎖箇所以外の新たな経路からの侵入は免責事項とする。

以上

有害鳥獣防除施工標準仕様書

令和8年11月　　制定

本仕様書に記載の法令の内容は、令和8年11月現在のものによる。

発行所　一般社団法人　日本有害鳥獣駆除・防除管理協会

大阪市中央区島之内1-21-19 オリエンタル堺筋ビル402

電話　0120-539-775
